

社会福祉施設等施設整備に関する入札契約事務取扱要領

島根県健康福祉部

(趣旨)

第1条 この要領は、県の補助等により行われる社会福祉施設等施設整備の適正な実施を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設整備事業)

第2条 この要領の対象となる社会福祉施設等施設整備事業（以下「対象事業」という。）は、社会福祉法人、医療法人及びその他の者（以下「法人等」という。）が国庫補助金（国の交付金を含む。）又は県費補助金を受けて行う社会福祉施設等の施設整備事業であって、当該補助金交付要綱において本通知の適用がある旨を定めたものとする。

(対象事業の入札等の基準)

第3条 対象事業に関する入札及び契約の方法は、別表の「社会福祉施設等施設整備事業入札実施基準」によるものとする。

(入札時の留意事項)

第4条 法人等は、対象事業の入札に当たっては、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 入札参加業者を決定したときは、原則として入札参加資格決定通知又は指名通知の10日前までに様式第1号により入札参加業者を県に届け出ること。
- (2) 県は、前号の届出に基づき審査を行い、入札公告日から入札予定日までの間に県の指名停止処分を受けている場合は、その旨通知することとしているので、当該業者を入札参加者から除くこと。
- (3) 入札は、法人等の監事又は監査役、その他複数の役員及び評議員設置法人にあっては評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係がある者」を除く）の立会いのもとに実施すること。なお、地元市町村職員の立会いを求めることが適当であるので、必要に応じて市町村長に關係職員の立会いを依頼し、了解が得られれば、立会人に当該職員を加えること。

(入札結果等の報告及び公表)

第5条 法人等は、対象事業の契約締結後1週間以内に、様式第2号により入札結果及び契約内容を県に報告しなければならない。

- 2 入札結果は法人の掲示場に1ヶ月程度掲示するとともに会報、ホームページ等に掲載することにより一般の閲覧に供するものとする。
- 3 県においても、入札結果を一般の閲覧に供する措置を講じるものとする。

(一括下請負契約の禁止等)

第6条 法人等は、対象事業の契約において、一括下請負契約が行われないよう次により契約を締結するとともに、あらゆる機会を通じて請負業者に徹底しなければならない。

- (1) 民間（旧四会）連合協定の工事請負契約約款を使用する場合には、第5条ただし書を削除し、いかなる場合も一括下請負を禁止するよう改めること。
 - (2) 民間（旧四会）連合協定の工事請負契約約款を使用しない場合には、契約書に一括下請負を禁止する旨、明記すること。
- 2 法人等は、工事の一部を下請業者に行わせる場合には、建設業法第24条の7の規定に基づく施工体制台帳の閲覧により、当該下請負業者の商号又は名称、請け負った工事の名称、内容、工期、下請負契約日及び請負代金等必要な事項を確認しなければならない。

(設計審査及び検査)

第7条 対象事業の適正な設計及び施工を確保するため、次のとおり審査又は検査を行う。

- (1) 設計審査 別に定める工事について、建築基準法に基づく建築確認申請を行ったときは、当該工事に係る設計図書を提出し県の設計審査を受けるものとする。
 - (2) 中間検査 工事の中間時点に到達する1ヶ月前までに様式第3号による届け出を行い、県の審査を受けるのとする。
 - (3) 完了検査 工事完了の1ヶ月前までに様式第4号による届け出を行い、県の審査を受けるものとする。
- 2 前項の検査（書面によるものを除く。）に際しては、法人代表者、工事監理者及び請負業者が立ち会わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、審査又は検査について必要な事項は別に定める。

別 表

社会福祉施設等整備事業入札実施基準

1. 入札等参加業者について

- ① 対象事業の入札又は相見積に参加できる者は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けている者であって、原則として、「島根県建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されている者とすること。
- ② 共同企業体（JV）を参加させようとする場合は、「島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」に準拠して行うとともに、単一企業として取り扱うものとする。

2. 入札等の方法

- ① 入札は、原則として一般競争入札（簡易型一般競争入札を含む。）により行うものとするが、以下の合理的な理由がある場合は、指名競争入札によることができる。
 - ア、契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合
 - イ、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
 - ウ、一般競争入札に付することが不利と認められる場合
- ② 請負対象設計額が5千万円以上の工事において、指名競争入札により契約を締結しようとする場合には、事前に、様式第5号により県にその理由を届け出なければならない。
- ③ 請負対象設計額が1千万円未満の工事については、随意契約によることができることとし、3者以上で可能な限り多くの業者から見積書を徴するものとする。
- ④ 請負対象設計金額に応じた入札方法等は下表のとおりとする。
- ⑤ 一般競争入札の参加業者については、地元業者の受注機会の確保の観点から地域指定をすることができる。
- ⑥ 指名競争入札を行う場合で、地域の実情等により指名競争入札の参加業者数を満たすことが困難な場合には、様式第6号により県に協議すること。
- ⑦ 法人等の理事等又はその親族等が建設業者の役員に就いているなど特別の利害関係を有する場合には、当該理事等は入札等にかかる理事会等の議決には参加できない。
- ⑧ 以上の他、入札契約手続に当たっては、島根県が行う公共事業の取扱いに準じて実施するものとする。但し最低制限価格の設定は要しない。

請負対象設計金額	入札方法	建築一式工事における入札参加業者格付等級
1,000万円未満	一般競争入札、5名以上による指名競争入札又は随意契約	B及びC等級業者 指名競争入札による場合はC業者を必ず選定
1,000万円以上～5,000万円未満	一般競争入札 又は 5名以上による指名競争入札	1,000万円以上～2,000万円未満 A、B及びC等級業者 指名競争入札による場合はB業者を必ず選定
		2,000万円以上～5,000万円未満 A及びB等級業者 指名競争入札による場合はB業者を必ず選定
5,000万円以上～1億円未満	一般競争入札又は7名以上による指名競争入札（合理的な理由を県に届け出た場合）	A等級業者
1億円以上～2億円未満	一般競争入札又は8名以上による指名競争入札（合理的な理由を県に届け出た場合）	A等級業者
2億円以上～5億円未満	一般競争入札又は9名以上による指名競争入札（合理的な理由を県に届け出た場合）	A等級業者
5億円以上	一般競争入札又は10名以上による指名競争入札（合理的な理由を県に届け出た場合）	A等級業者

※等級は島根県の格付け等級による

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。